

## 付 議 第 3 号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る  
意見聴取に関する議案

令和6年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

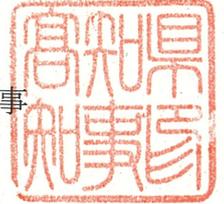
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 212 号  
令和 6 年 8 月 27 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 6 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案
- 2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 4 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月 日提出

高知県知事 濱田 省司

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中

6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
--	--------------------------------

を

6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
7 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）	1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたこと等を考慮し、異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

（1） 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

（1） 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

（2） 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他

（2） 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他

の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～5 略	略
6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
7 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）	1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範

の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～5 略	略
6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範

Ⓔ その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

Ⓔ その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

《条例議案の概要》

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたこと等を考慮し、異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めようとするもの

2 主要な内容

国家公務員に準じて知事部局の職員等に対し、特殊勤務手当（災害応急作業等手当）のうち新たな区分の手当が支給されることとなったことを考慮し、公立学校職員に対して支給する特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）を創設する。

支給金額については、知事部局の職員等に支給される災害応急作業等手当の額に準ずる。

条例改正内容	異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う <u>学校教育活動の支援に関する業務（※1）</u> に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）
支給金額	1日当たり2,160円を超えない範囲内で <u>人事委員会規則で定める額（※2）</u>

※1 県外の地方公共団体の区域内で行う被災した児童又は生徒に対する学習指導等

※2 1日当たり1,080円（夜間に業務に従事した場合1,620円、著しく危険な区域において業務に従事した場合2,160円）

3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。